株式会社スポーツプラザ報徳

スポーツプラザ報徳小田原 会則

第１章　総則

第１条(名称)

本クラブは、「スポーツプラザ報徳小田原」(以下「クラブ」という。)と称する。

第２条(所在地)

クラブの所在地は、神奈川県小田原市堀之内 458 番地とする。

第３条(運営)

クラブは、株式会社スポーツプラザ報徳(以下「会社」という。)が所有し、その運営および管理を行う。

第４条(目的)

クラブは、スポーツを通じて会員の健康増進、健全な心身の育成、会員相互の親睦を図るとともに、スポーツへの正しい理解を深め、地域社会におけるスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第５条(営業時間)

クラブの営業時間は次のとおりとする。

1. 月曜日～土曜日　午前 10 時 00 分～午後 9 時 30 分
2. 日曜日　午前 9 時 00 分～午後 3 時 30 分

ただし、会社は施設運営上必要がある場合には営業時間を変更することができる。

第６条(休館日)

休館日は次のとおりとする。

1. 年末年始
2. 夏季休館日
3. 施設点検日
4. 法令点検日
5. その他会社が必要と認めた日

会社は必要に応じ臨時休館日を設けることができる。

第２章　会員

第７条(会員区分)

クラブの会員区分は次のとおりとする。

1. 成人会員　会社が定める各種会員区分に応じて施設を利用できる。
2. ジュニアスイミング会員　会社が指定した曜日・時間にレッスンを受講できる。

3. ジュニアスタジオ会員　会社が指定した曜日・時間にレッスンを受講できる。

4. その他会社が定める会員

会員区分の詳細は別に定める料金表による。

第 8 条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は入会できない。

1. 医師から運動を禁止されている者
2. 健康状態その他の理由により会社が施設利用に支障があると判断した者
3. 暴力団その他反社会的勢力の関係者
4. 覚醒剤その他違法薬物の使用者
5. 刺青またはタトゥー等があり、会社が施設利用に支障があると判断した者
6. 本会則その他会社の規則を遵守できない者
7. その他会社が会員として不適当と認めた者

第 9 条(未成年者)

未成年者が入会する場合は、親権者その他法定代理人の同意を必要とする。

第 10 条(会員資格)

会員資格は本人に限り有効とし、第三者へ譲渡、貸与または相続することはできない。

第 3 章　入会・会費・各種手続

第 11 条(入会)

入会を希望する者は、本会則を承認のうえ会社所定の手続きを行い、会社の承認を受けるものとする。

会社が定める入会金、年会費、月会費その他必要な費用を納入した時点で入会手続きが完了する。

納入済みの費用は、法令に定める場合を除き返還しない。

第 12 条(月会費)

月会費は前納制とし、原則として口座振替により納入するものとする。

口座振替ができなかった場合は、会社が指定する方法により速やかに支払うものとする。

第 13 条(年会費)

年会費は施設維持管理費として毎年入会月に納入するものとする。

納入済みの年会費は返還しない。

第 14 条(その他費用)

指定用品代、イベント参加費その他会社が定める料金は別途定めるものとする。

第 15 条(料金の改定)

会社は、社会情勢、物価、人件費、施設維持費その他の事情により、会費その他の料金を改定すること

ができる。

料金改定を行う場合は、館内掲示、ホームページその他会社が適当と認める方法により事前に周知する。

第 16 条(変更届)

会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他登録事項に変更があった場合は、速やかに会社へ届け出なければならない。

第 17 条(コース変更)

コース変更を希望する場合は、会社が定める期日までに所定の手続きを行うものとする。

変更日は会社が別に定める。

第 18 条(休会)

休会を希望する場合は、会社が定める期日までに休会届を提出しなければならない。

休会費は会社が別に定める。

休会期間は最長 6 か月とする。ただし会社が認めた場合はこの限りではない。

第 19 条(復会)

休会した会員が復会する場合は、会社所定の手続きを行うものとする。

第 20 条(退会)

退会を希望する場合は、退会希望月 15 日までに会社所定の退会届を提出しなければならない。

未納金がある場合は完納するものとする。

退会日は当月末日とする。

貸与品がある場合は退会日までに返却するものとする。

第 21 条(家族割引)

会社が定める条件を満たす家族会員については、別途定める家族割引を適用する。

家族割引は申請制とし、適用開始日は会社が別に定める。

第 4 章 ジュニアスクール

第 22 条(レッスン受講)

1. ジュニア会員は、会社が承認した曜日、時間およびコースにおいてレッスンを受講するものとする。
2. レッスン時間、担当コーチ、指導内容等は、必要に応じて会社が変更することができる。
3. 会員はコーチおよびスタッフの指示に従い、安全にレッスンを受講しなければならない。

第 23 条(欠席)

1. レッスンを欠席する場合は、会社が定める方法により連絡するものとする。
2. 無断欠席が続く場合は、会社から会員または保護者へ連絡を行うことがある。

第 24 条(振替レッスン)

1. 振替レッスンは、会社が別に定める振替制度に基づき受講できる。
2. 振替対象、予約方法、有効期限その他必要事項は細則で定める。
3. 定員その他運営上の都合により、希望する日時に振替できない場合がある。

第 25 条(認定テスト)

1. ジュニアスイミング会員は、会社が定める認定テストを受験するものとする。
2. 認定基準は会社が別に定める。
3. 認定結果についての異議申し立てはできない。

第 26 条(進級)

進級は認定テストの結果により会社が決定する。

第 27 条(日曜フリースイミング)

1. 対象会員は会社が定める日曜日のフリースイミングを利用することができる。
2. 利用時間および利用方法は会社が別に定める。
3. 混雑状況その他安全管理上必要がある場合は利用人数を制限することがある。

第 28 条(体験教室・短期教室)

体験教室、短期教室その他特別教室については、会社が別に定める要項による。

第 29 条(指定用品)

1. ジュニア会員は会社が指定する用品を使用するものとする。
2. 指定用品の種類および価格は会社が別に定める。

第 30 条(保護者の責任)

1. ジュニア会員の保護者は、本会則を遵守し、会員が安全に施設を利用できるよう協力するものとする。
2. 会員の送迎は保護者の責任において行うものとする。
3. レッスン開始前後の会員の安全管理について、保護者は十分配慮するものとする。

第 31 条(スクールバス)

1. スクールバス利用者は、会社が別に定める利用規程を遵守しなければならない。
2. 運行経路、停留所、運行時間その他必要事項は会社が定める。
3. 道路事情、天候その他やむを得ない事情により運行時間が変更または遅延することがある。
4. バス車内では運転手および添乗員の指示に従わなければならない。

第 32 条(感染症等)

1. 学校保健安全法その他関係法令により出席停止となる感染症に罹患した場合は、医師または学校の指示に従い施設利用を控えるものとする。
2. 会社は感染症の流行状況等を踏まえ、施設利用を制限することができる。

第 33 条(警報・災害時の対応)

1. 台風、大雨、地震その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、会社はレッスンを休講することができる。
2. 休講の判断および営業の可否は、会社が総合的に判断する。
3. 休講時の振替対応は会社が別に定める。

第 34 条(保護者への連絡)

会社から会員または保護者への連絡は、掲示、ホームページ、電子メールその他会社が適当と認める方法により行う。

第 5 章 施設利用

第 35 条(施設利用)

会員は、本会則その他会社が定める規則を遵守し、安全かつ適切に施設を利用しなければならない。

第 36 条(会員証)

1. 会社は会員証その他会社が指定する会員確認媒体を発行する。
2. 会員証は施設利用時に提示しなければならない。
3. 会員証を第三者へ譲渡または貸与してはならない。
4. 紛失した場合は速やかに会社へ届け出るものとする。

第 37 条(利用制限)

会社は、安全管理、施設管理その他運営上必要がある場合は、施設の全部または一部の利用を制限することができる。

第 38 条(臨時休館)

会社は、施設点検、改修工事、競技会、災害その他やむを得ない事情により臨時休館することができる。

第 39 条(ロッカーの利用)

会員はロッカーを適切に利用しなければならない。

貴重品は自己の責任において管理するものとする。

長期間放置された物品については会社が撤去することができる。

第 40 条(忘れ物)

忘れ物は会社が一定期間保管する。

保管期間を経過した忘れ物は、会社の判断により処分することができる。

第 41 条(写真・動画撮影)

会員は会社の許可なく施設内で写真撮影、動画撮影または録音をしてはならない。

会社は広報活動、ホームページ、SNS、広告その他クラブ運営上必要な範囲で写真または動画を撮影

することがある。

撮影した写真等は会社の広報活動に使用する場合がある。ただし、掲載に配慮が必要な会員については、事前の申し出により可能な限り対応するものとする。

第 42 条(駐車場・駐輪場)

駐車場および駐輪場は利用者同士が譲り合って利用するものとする。

駐車場内での事故、盗難その他の損害については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

長時間の駐車その他会社が不適当と認める利用については移動を求めることができる。

第 6 章 禁止事項

第 43 条(禁止事項)

会員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 他の会員またはスタッフへの暴力、暴言、威嚇、嫌がらせその他迷惑行為
2. ハラスメント行為
3. 営利活動、営業活動、勧誘行為
4. 宗教活動または政治活動
5. 酒気を帯びた状態での施設利用
6. 危険物の持込み
7. 指示に従わない行為
8. 施設または備品を故意に破損する行為
9. 法令または公序良俗に反する行為
10. その他会社が施設運営上不適当と認める行為

第 7 章 利用停止・除名

第 44 条(利用停止)

会社は、会員が本会則または会社の定める規則に違反した場合、一定期間施設利用を停止することができる。

第 45 条(除名)

会社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は除名することができる。

1. 本会則に違反した場合
2. 会費等を 3 か月以上滞納した場合
3. クラブの名誉または信用を著しく損なった場合
4. 他の会員またはスタッフに重大な迷惑をかけた場合
5. 反社会的勢力との関係が判明した場合

6. その他会社が会員として不適当と認めた場合

第 46 条(未納金)

利用停止または除名となった場合であっても、未納となっている会費その他の債務は免除されない。

第 8 章 個人情報

第 47 条(個人情報の取扱い)

会社は、会員の個人情報を法令に基づき適切に管理し、次の目的で利用する。

1. 会員管理
2. レッスン運営
3. 緊急時の連絡
4. スクールバス運行
5. 会費管理
6. 各種案内
7. サービス向上
8. その他クラブ運営に必要な事項

第 48 条(通知方法)

会社から会員への通知は、館内掲示、ホームページ、電子メール、LINE その他会社が適当と認める方法により行う。

第 9 章 損害賠償・免責

第 49 条(損害賠償)

会員が故意または重大な過失により施設、設備または第三者へ損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第 50 条(免責)

会員は自己の責任において施設を利用するものとする。

施設利用中に発生した傷害、盗難、紛失その他の事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

会員相互間に生じた紛争については、当事者間で解決するものとし、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

第 10 章 雑則

第 51 条(細則)

本会則に定めのない事項およびクラブ運営上必要な事項については、会社が別に細則を定める。

第 52 条(会則の改正)

会社は、法令の改正、社会情勢の変化または施設運営上必要がある場合は、本会則を改正することができる。

改正した会則は、館内掲示、ホームページその他会社が適当と認める方法により周知し、その効力を生じるものとする。

第 53 条(施行)

本会則は 1988 年 6 月 1 日より施行する。

令和 8 年(2026 年)8 月 1 日　全面改正